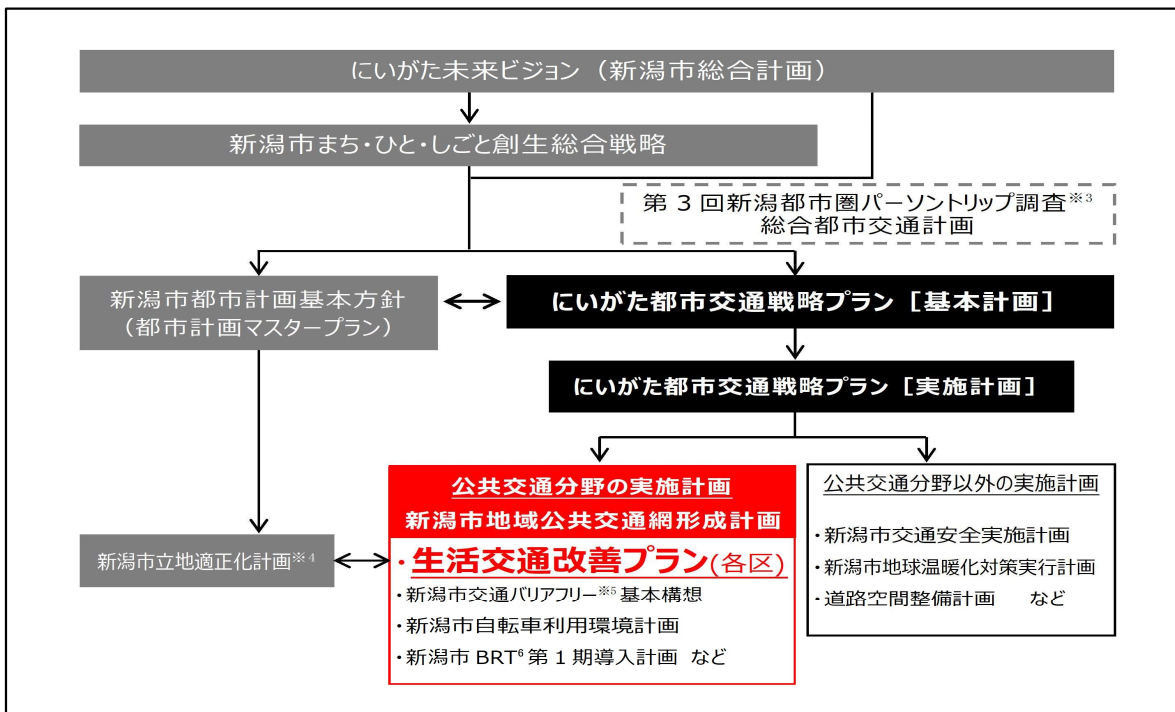


西区生活交通改善プラン 計画期間の延長について

○「西区生活交通改善プラン」とは

「にいがた都市交通戦略プラン（基本計画）」の実施計画である「新潟市地域公共交通網形成計画」の一部として策定したものであり、区の地域公共交通の現状と課題への対応や、魅力あるまちづくりとの連携など、区の実情に応じて具体的な交通施策等を定める実施計画である（詳細は当日配布資料 2 - 2 参照）。計画期間は令和 2 年度から 3 年間で前期計画とし、内容の見直しを含めた新・生活交通改善プラン（後期計画）を今年度検討する予定としていた。

【西区生活交通改善プラン（新潟市西区令和 2 年 3 月改定）より抜粋】



○計画期間の延長理由

「にいがた都市交通戦略プラン（基本計画）」の後期実施計画および「新潟市地域公共交通計画」の改定は、新型コロナウイルスによる公共交通利用者の大幅な減少を踏まえ、その影響を考慮するための調査を実施し、計画に反映させる必要があることから、調査も含め改定作業に通常以上の期間を要することが見込まれている。

以上を踏まえ、後期計画を検討する時間を十分に確保し、上位計画に即した効果的な計画とするため、前期計画の期間を延長する。

○延長期間

1 年（現行計画の終了期間 R 6 . 3）